

# 山形市の公共建築物等における 木材の利用促進に関する基本方針



山形市

平成23年8月

# 目 次

第 1 趣旨	1
第 2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果	1
第 3 公共建築物等における木材利用促進のための 施策に関する基本的事項	1
1 公共建築物等における木材利用の促進	1
(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	1
(2) 市以外の者が整備する (1) に準ずる建築物	2
2 建築物以外の木材利用の促進	2
第 4 公共建築物等における木材の利用目標	2
第 5 公共建築物等における市産材の適切な供給の確保に 関する基本的事項	2
第 6 その他の事項	2
1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項	2
2 公共建築物等における木材利用の推進体制	3

# 山形市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

## 第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、県が公表した「やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（平成23年3月30日施行）に即して策定するものであり、市や市以外の者が整備する市民生活に深く関わりのある公共建築物等の木造化（注1）・内装等の木質化（注2）等を促進することで、市産材（注3）の利用を促進し、木材の利用拡大を図るために必要な基本的事項等を定めるものである。

（注1）木造化とは、建物の新築、増築又は改築に当たり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

（注2）内装等の木質化とは、建物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分等に木材を利用すること。

（注3）市産材とは、市内の森林及び市有林から生産された木材のこと。

## 第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

公共建築物等において、市が率先して木材の利用を促進し、木材の利用を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」、「地域経済の活性化と雇用の創出」、「地球温暖化防止と循環型社会の形成」に貢献することになる。

また、公共建築物は多くの市民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化を図ることにより、市民に対して「木との触れ合い」、「木の良さを実感する」機会を広く提供することが可能となる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用促進することにより、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及びバイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

## 第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

### 1 公共建築物等における木材利用の促進

木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

#### （1）市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校，社会福祉施設（児童福祉施設，老人福祉施設等），病院，運動施設（体育館等），社会教育施設（図書館・公民館等），コミュニティセンター，市営住宅，その他の施設

## **（２）市以外の者が整備する（１）に準ずる建築物**

市以外の者が整備する（１）に準ずる公共性の高い建築物については，市は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

## **２ 建築物以外の木材利用の促進**

公共建築物で使用される備品等について，機能上支障のないものは，木材を原材料とした物の利用を促進するほか，木質バイオマスを燃料とする器機等の導入も併せて促進するものとする。

また，公共工事における資材についても木材利用を促進する。

## **第４ 公共建築物等における木材の利用目標**

第３の１の木材利用を促進すべき公共建築物等のうち，低層（高さ１３ｍ以下かつ軒高９ｍ以下，延べ床面積３，０００㎡以下の建築物）の公共建築物について，新築・増築又は改築を行う場合は，可能な限り木造化を図ることを目標とする。

また，高層・低層にかかわらず，内装等の木質化を図ることが可能な部分については，状況に応じ木質化を促進するものとする。

なお，公共建築物において利用する木材は，原則として市産材の使用に努めるものとする。

## **第５ 公共建築物等における市産材の適切な供給の確保に関する基本的事項**

公共建築物等における市産材の適切な供給の確保を図るため，市や関係者（森林所有者，森林組合，林業従事者，木材製造業者等）が連携して，林内路網の整備，林業機械の導入，施業の集約化等による木材生産性の向上に努めるものとする。さらには，市産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り，合法性等が証明された市産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

また，市はこれら木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するため，必要な施策を講ずるものとする。

## **第６ その他の事項**

### **１ 公共建築物等の整備においてコスト面等で考慮すべき事項**

公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては，設計上の工夫や効率的な調達等によって，建設コストの低減に努めるものとする。

また，公共建築物等を整備するに当たり，建設自体に伴うコストにとどまらず，維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

## 2 公共建築物等における木材利用の推進体制

公共建築物等における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行い、必要に応じて木材利用の推進会議を開催し、取り組みの強化に努めるものとする。

### 附 則

この基本方針は、平成23年8月31日より施行する。